

※修正事項（平成 30 年 5 月 8 日修正）物件番号 3 の物件調書について

誤) ○敷地南西部及び南部において蛇口が存置しています。なお水道管の存置は不明です。

↓

正) ○敷地南西側及び南側において蛇口が存置しています。また敷地南西側の入口付近に水道設備と推測される管及びバルブが存置しています。なおこれらの詳細は不明です。

誤) ○鎌倉市役所開発審査課によると、敷地南西側の擁壁については、鎌倉市建築基準条例第 5 条 1 項の「崖」に該当する可能性があります。詳細は鎌倉市に確認してください。

↓

正) ○鎌倉市役所開発審査課によると、敷地北東側、南東側の擁壁及び南西側の法面については、鎌倉市建築基準条例第 5 条 1 項の「崖」に該当する可能性があります。詳細は鎌倉市に確認してください。